# ○津山圏域衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続要綱

平成２５年１２月３日

津山圏域衛生処理組合告示第２号

（目的）

第１条　この要綱は，津山圏域衛生処理組合（以下「衛生処理組合」という。）の基本的な政策等に係る意見提出手続きに関し必要な事項を定めることにより，衛生処理組合の政策形成過程における住民等の政策への参画の機会を確保するとともに，住民等に対する説明責任を果たし，もって政策運営の透明性の向上を図り，公正で開かれた政策の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続　衛生処理組合の基本的な政策等の策定に当たり，当該政策等の案，趣旨，目的，経過等を公表し，住民等からの意見または提案（以下「意見等」という。）を求め，提出された意見等に対する衛生処理組合の考え方を明らかにするとともに，有益な意見等を考慮し衛生処理組合の意思決定を行う一連の手続きをいう。

⑵　津山圏域　津山市，苫田郡鏡野町（平成１７年２月２８日における苫田郡富村を除く。）及び久米郡美咲町（平成１７年３月２１日における久米郡旭町及び同柵原町を除く。）とする。

⑶　住民等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　津山圏域内に住所を有する者

イ　津山圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ　津山圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ　津山圏域内に存する学校に在学する者

オ　前各号に掲げるもののほか，衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第３条　衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続の対象となる政策等（以下「政策等」という。）

⑴　衛生処理組合の基本構想及び施策の基本的な方針または計画

⑵　住民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る基本計画等

⑶　その他住民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる計画

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，管理者は衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しないことができる。

⑴　迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき

⑵　管理者に裁量の余地がないと認められるとき

⑶　住民等の意見聴取の手続が法令等により定められているとき

（政策等の案の公表）

第４条　管理者は，衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しようとするときは，政策等を決定する前の適切な時期に，当該政策等の案を公表しなければならない。

２　管理者は，前項の規定により政策等の案を公表するときは，次の各号に掲げる資料を添えて公表するよう努めるものとする。

⑴　政策等の案を作成した趣旨，目的及び背景

⑵　政策等の案を作成する際に整理した管理者の考え方及び論点

⑶　前２号に掲げるもののほか，住民等が施策等の案を理解するために必要と認められる関係資料

（公表の方法）

第５条　前条の規定による公表は，次の各号に掲げる方法により行うものとする。

⑴　管理者が指定する場所での閲覧

⑵　衛生処理組合のホームページへの掲載

⑶　その他管理者が適当と認める方法

２　前条に規定による公表を行うときは，意見等の提出先，提出方法，提出期限その他意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

３　衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しようとするときは，第１項各号に掲げる方法により案件名を事前に予告するよう努めるものとする。

（意見等の提出）

第６条　管理者は，住民等が意見等を提出するための必要な期間として，公表した日から１箇月程度の提出期間を確保するよう努めるものとする。

２　前項に規定する意見等の提出は，次の各号に掲げる方法により行うものとする。

⑴　管理者が指定する場所への持参

⑵　郵便

⑶　電子メール

⑷　ファクシミリ

⑸　その他管理者が適当と認める方法

３　管理者は，住民等が意見等を提出しようとするときは，住所，氏名又は団体名，電話番号，その他必要な事項を明記させなければならない。

（個人情報の保護）

第７条　管理者は，この要綱の手続に基づいて収集した個人情報について津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例（平成１８年津山圏域衛生処理組合条例第２号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（意見等の取扱い）

第８条　管理者は，提出された意見等を考慮して政策等の策定について意思決定を行うものとする。

２　管理者は，政策等の策定について意思決定を行ったときは，当該政策等の最終案のほか，住民等から提出された意見等及び当該意見等に対する管理者の考え方を公表しなければならない。

３　前項の公表については，第５条第１項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第９条　管理者は，衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続の実施に関する一覧を作成し，公表するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，衛生処理組合の基本的な政策等に係る意見提出手続の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この要綱は，交付の日から施行する。

２　この要綱の施行の際，現に立案の過程にある政策等については，この要綱の規定は適用しない。ただし，管理者において必要があると認めるときは，この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。